

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では、マイナンバーカードを利用し医療 DX を推進するための体制として、以下の通り対応を行っています。

- オンライン請求を実施しております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報（薬剤情報、特定健診情報）を、診察室で活用し診療できる体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については未定です。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、案内・ポスター掲示を行っています。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それらを活用して診療を行うことについて、院内掲示およびホームページに掲載しています。

これに伴い、国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の医療 DX 推進体制整備加算を算定しています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

A000 初診料 注 16 電子的診療情報連携体制整備加算 3 4点

A001 再診料 注 19 電子的診療情報連携体制整備加算 3 2点（月1回）

A207-5 電子的診療情報連携体制整備加算

2 電子的診療情報連携体制整備加算 2 80点（入院初日）

令和 8 年 6 月

泉大津市立周産期小児医療センター